

平成 2 9 年

第 1 回西原村臨時会会議録

平成 2 9 年 2 月 8 日

平成 2 9 年 2 月 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成 2 9 年第 1 回臨時会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
2 月 8 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議（議案第 1 号）</li></ul>	

# 提 出 議 案 等

(平成29年2月8日提出)

(村長提出議案)

議案第 1号 平成28年度西原村一般会計補正予算 (第9号)

## 目 次

### 第1号（2月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号）	5
日程第 4 議案第1号 平成28年度西原村一般会計補正予算 （第9号）について	6
閉 会	15
署 名	17

第 1 号 ( 2 月 8 日 )

## 平成29年第1回西原村議会臨時会会議録

平成29年2月8日、平成29年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に召集された。

平成29年2月8日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号）
- 日程第 4 議案第 1号 平成28年度西原村一般会計補正予算（第9号）  
について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
教育委員会主事	平 方 彩 華 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	園田久美代君

○議長（宮田勝則君） それでは、改めておはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番議員、山下一義君、8番議員、林田直行君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君） おはようございます。

平成29年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

熊本地震から、やがて10カ月を迎えようとしておりますが、少しでも落ちつきを取り戻しつつあります。

私も毎月15日、現在の状況や思いを村民の方々に呼びかけの放送をしておりますが、実は昨年12月で終わるならばというふうに思っておりましたが、しかしながら、住民の方々から、放送を聞くと元気が出ますとか、15日を楽しみに待っていますという手紙や電話をいただき、4月までの1年間続けたいというふうに考えております。

さて、今回の臨時会は、3月定例会を1カ月後に控えておりますが、平成28年度一般会計の補正予算をお願いするものであります。特に災害関連地域がけ崩れ対策事業につきましては、平成28年度で予算計上しますと、実負担額が事業費の5%であります。平成29年度になりますと、実負担額が13.75%となり、事務手続を考え、早急に議会の議決が必要となります。よって、議員各位には、ご多忙とは存じますが、臨時会のお願いをするものであります。

平成28年度予算も、地震関係等で当初予算の約4倍で163億円となり、膨大な予算となっております。できる限り実質的な村負担を抑えるためでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、早速であります。本日提案しております1件について説明をさせていただきます。

議案第1号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、主に熊本地震に対応するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3,191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億2,104万2,000円とするものでございます。

また、地方債の追加として、がけ崩れ対策事業分の公共事業等債5億3,320万円、都市防災総合推進事業分の公共事業等債750万円、地方債の補正として、河原団地災害復旧事業分の公共土木施設災害復旧事業債470万円を追加し、限度額2,800万円を3,270万円に変更するものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では、公営住宅災害復旧に係る災害復旧費国庫補助金1,118万5,000円の増額補正。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る土木費県補助金14億5,286万2,000円の増額補正。財源不足分を補うために、財政調整基金1,488万3,000円の繰り入れ。がけ崩れ対策事業等に係る公共事業等債5億4,070万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、復興プラン策定業務に係る震災復興費1,100万円の増額補正。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等に係るがけ崩れ対策費19億8,615万円。道路橋りょう災害復旧測量設計委託料の現年度災害復旧費1,500万円の増額補正。河原団地災害復旧工事に係る1,695万2,000円の公営住宅災害復旧費の増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、1件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議をしていただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第9号）。

平成28年度西原村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億3,191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億2,104万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年2月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、公共事業等債（がけ崩れ対策事業）でございます。限度額5億3,320万円。16、公共事業等債（都市防災総合推進事業）、限度額750万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

2、変更。

起債の目的、6、公共土木施設災害復旧事業債（河原団地災害復旧事業）。補正前、限度額2,800万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

補正後でございます。限度額3,270万円。

起債の方法、補正前に同じ。

利率、補正前に同じ。

償還の方法、補正前に同じ。以上です。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目8災害復旧費国庫補助金、1,118万5,000円の増額補正でございます。公営住宅災害復旧費補助金でございます。

その次ですけれども、款15県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金、14億5,286万2,000円の増額補正。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金でございます。

その次ですけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、1,488万3,000円の増額補正でございます。財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れでございます。

一番下の欄になりますけれども、款21村債、項1村債、目2公共事業等債、5億4,070万円の増額補正。がけ崩れ対策事業5億3,320万円などによるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目16震災復興費、1,100万円の増額補正でございます。西原村復興プラン策定業務委託料の増額でございます。

中ほどになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費、19億8,615万円の増額補正でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業委託料、工事請負費、それから災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の県負担金の増額でございます。

一番下になりますけれども、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1現年度災害復旧費、1,500万円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復旧測量設計委託料でございます。

目2公営住宅災害復旧費、1,695万2,000円の増額補正。河原団地災害復旧工事請負費でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

きのう、全員協議会で話されたときの添付資料をいただきましたので、その内容のところでちょっとお聞きしたいんですけども、河原地区のグリーンヒル、こちらのほうでも今回は予算がついております。この場所には、私も何回か行きて、議員全員でも行って、現地視察をしたところ、やはりどういうふうにして復旧できるのかというのが皆さん相当悩まれたと思いますけれども、今回、こうやってお金がおりるということは、相当珍しいんじゃないかと思っておりますけれども、これについてはどういうふうな形で出るのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）こちらにつきましては、きのうも説明がありましたように、県の負担金ということで、県のほうで実施していただくので、その辺の設計とか、いろいろできてみないとちょっとわからないのではないかと考えております。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）私も、この辺のほう、過去にこういうものがないかということで、インターネット等でも調べてみましたが、なかなか出てきませんでした。私道であり、奥のほうには袋小路になっているということで、今回、これが工事されれば、これは基準となって、西原村にはこういうところがたくさん出てくると思いますが、その辺の把握はされていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）これについては、急傾斜地の対象になるということで、多分、コンサルのほうで調べられて対象になりはしないかということで計上されている分でありますので、ほかには、こちらのほうに対象する物件というか、戸数とかいろいろ条件がございますので、その辺でこの該当する部分を計上させていただいているというところでございます。

○議長（宮田勝則君）ほかにもございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

それでは、まず1点、説明をお願いします。

大体、今回の補正予算は、県の支出の地がけというか、そういう急傾斜あたりの予算が主だと大体解釈しております。

そういうことで、普通、これは県のお墨つきというか、県というか、そういう感じが出ておりますので、県がある程度見込んだのはいいということじゃないかなとは思っておりますが、この予算措置で、補正で、先ほど村長の提案理由の説明ではありましたように、平成28年度予算で有利なほうで計上して、あとは平成29年度でやるというような形で、そういう理屈はわかっておりますが、基本的に何と申しますか、国のお金と申しますか、公費と申しますか、そういうお金で、事前の説明を受けたんですが、私有地ですね、個人的な財産にかかわることをやってはいなかったんじゃないか。聞けば個人負担はないということです。今までは、基盤整備にしろ何にしろ、少しの受益者負担というか、そういうことがあっていたと思っておりますが、これには村の負担というだけで、個人的負担はなしというような私は解釈をしておりますが、そういった場合、先ほど坂本議員もおっしゃいましたように、今後、事業をやる上で、いろいろ問題が出てきはしないか。今後、熊本県の復興基金を使うに当たり、そこ辺のトラブル、これから以上、何と申しますか、復興基金あたりで、いろいろと災害の復旧に当たるにしても、問題が出てきはし

ないかなという不安もありますが、そこについて、こういう個人負担が、受益者負担がないということは初めてだと思いますので、そういういきさつといえますか、熊本市がオーケーと言ったから、うちもそれによそもするからするというふうに向いているのかどうか、その事情、産業課長なり、その後、村長あたりに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）きのうも説明がありましたように、まだ測量委託も組んでありますように、実際測量して、いろいろな条件、もうきのうもお聞きになったと思いますが、崖の高さとか2個以上ないといかんとか、間に公共施設がないといかんとか、そういうのがありますので、今、崩れて、もうここには住まないとかになった場合、きのう例えばの例で話したかと思いますが、そういう事例が出てきた場合、実施ができないと、あるいは水路がここまでしかなければできないというような、きのう説明があったかと思いますが、あらゆる条件が出てきますので、実際測量してみて、実際、再度そこに住まれるのか、住宅地として建てられるのかとかもろもろ、条件等があって実施ができるというふうなことになると思いますので、まず測量して、情報を聞きながら、ご相談があったらまず担当のほうに来るよというふうな説明があったのがそういう部分で、広くして、うちうちもというぐあいになってしまうと、崖高が3 m以上あるからうちも該当するんじゃないかというようなこともありますので、あらゆる条件、話し合ってくださいね、条件に合致するかを知らずしてしないといけないので、一斉に知らせるといのはなかなか厳しい部分があるんじゃないかと思います。

また、復興基金についても、また完全な要綱というか、たしか出ていませんので、余り先に情報を出すというのも、まだ県のほうから要綱が正式に来ておりませんので、その辺でまだお知らせしないというか、というところがございます。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、意味合いはわかっておりますが、一応調査して、測量したりいろいろして、一応クリアした場合のことで、そうした場合は絶対できる、ここで何件か案件が何件、何件とありますが、それがクリアした場合、その後のお金処置ですね、村が全部負担というような感じになっているんです。それだから、そこに対して、村長どういう考えですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）林田議員おっしゃるとおりでございます。

今回は、熊本地震における国の施策として、こういった形で提案を出されております。その地がけ等は、国が2分1、県が4分の1、村が4分の1ということで、本来ならば村が負担するのは当然のところであるというふうに思っております。

そういったシステムの事業でありますので、ただ、少しだけでももらおうかなという思いはございました。実際言うて、5%するか10%するかということで、もらうならというふうに思っておりました。しかし、国は国として4分の1は村が出しなさいよという話でございますので、自治体も何かそういった足並みがそろっているようでございますので、私どもも、南阿蘇村にしる益城町にしるそういった形で、じゃ村が4分の1は出しなさいよと一応は載っておりますので、その形で出ささせていただくということでございます。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）ありがとうございます。

一応、準じて支払うという答弁のようですが、先ほども言いましたように、まだ復興基金あたりは、県が詳しくはまだ計画中でございまして、そうした場合の兼ね合いと被災に遭われた方は大変だと思っから、そっちのほうはいいと思うんですが、そこに被災された方にも大規模半壊、一部半壊、ああいう形で不満がある中で、またこういう感じで皆さんとの何かずれが出てきて、思いとは別に、そうした場合の住民感情と申しますか、そういうところを加味してはどうかというところも一つあったんですが、早く復旧してもらいたいというのは基本でございまして、そこに対してどういう考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）全額村が出すということになれば、布田川断層帯6集落、8割から9割の人家がなくなります。そういったところで、集団移転しようか、あるいはどこかに直ろうかと、あるいは村外に出ようかという方々も多くおられると思います。

ただ、それなら個人負担が0ですよということになれば、だったらもとのところにまた帰ってこようかと家を建てるばかり、あとは自分でも石垣をつかないでいいとかになれば、被災者の方も出費がかなりございますので、そういったことも村がやれば、地元に戻ってくる方も多くありはしないかと。そういうメリットもありはしないかということで、最終的にしたのが結局0ということでございます。

あとは、いろんな事業によって負担率が変わってまいります。特に小規模住宅地区改良事業は、国が半分、村が半分でございます。この村が半分でも、この事業は村の半分は、交付税措置がございません。起債を起こしても、村が全て出さなくてはならないということにもなります。

そのほかにも、都市防災事業、これもまた同じで、村負担が実負担は40%という形になっておりますので、そういったことも今後、この前もちょっと国のほうにお願いに行きました。これを交付税措置でできないかと。結局、この事業約40億ぐらいあります。20億が村が丸々借金としてからわなくてはならないということになれば、村の財政はかなり圧迫されますので。

この前、国土交通省、総務省に行って、できますならば、欲を言うならば

75%負担してくれないかと。残りを交付税でももらえないのかと。最低でもそのままの50%を村負担になりますけれども、交付税措置で充当率100%、交付税の措置が95%とかそういった形でしてもらえないかということで、今のほうでは国交省と総務省のほうで話し合いがなされております。

ぜひとも、ちょうどきょうの夕方、東京に参りますので、地元の代議士あたりとまたその辺は話をしながらやっていきたいなど。ぜひとも、交付税措置でできるようにすれば、最終的な村の負担はかなり下がってまいりますので、そういった形で、この前も行きましたけれども、この前は南阿蘇村、益城町の首長さんに私のほうから呼びかけて、行こうじゃないですかということで話し合って、3町村で行ってまいりました。

あしたは、また別な災害に関連した地域、熊本県では熊本市、嘉島町、甲佐町、益城町、西原村、こういった形で、あしたまた行ってきますけれども、また再度お願いしてくるならばというふうに思っております。

あとは、国が決めた方針にのっとって、あれで私たちもしなくちゃなりません。金がかかるからやめておこうも、なかなかできませんので、国が、村が半分ですよ、4分の1ですよと言われたときには、それは村が出さなくちゃならないということで、本当に今から先もいろんな事業がまた出てきます。かなり村の財政も圧迫されるんじゃないかなというふうに思っていますので、きょうのこの提案理由のときにも言いましたように、来年が安くなるということもあります。来年が高くなるということもあります。だから、来年が高くなるならば、ことし平成28年度でしなくちゃならない。来年が安くなるなら平成29年度ですればいいので、そういった形で今後も順次そうやって進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。3回使いましたので。

○8番議員（林田直行君）今、大体、この提案理由とを思いを村長から伺って、大体安心いたしました。が、何せ特措法がとうとうできないから、そういうことで、またきょうからちょっとお願いしに行くというようなことでございますので、そういうことで財政がやっぱり見れば見るほど、いつも補正ばかり見ると、どうなるのかなというように感じ思っておりますので、そこは村長にお願いしましてよろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

災害の関連質問となりますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）はい、許します。

○6番議員（上野正博君）今、布田1号線の修復工事の発注がっております。いろんな事情でもう工期の終了は過ぎておりますが、まだ工事は始まっておりません。これはもう仕方ないことであります。

その上の南道角の山崩れが2カ所あります。ここに県の農林部の林務課から保安林をつくるというようなことで、その上に水路もあるんです。水路がめちゃくちゃに壊れておりまして、水路の工事と土止めを設置して、防災工事をやるというふうな県のほうのお話でございました。

ここの1号線の修復工事をして、その後、県の上の保安林再生のための工事用道路とするならば、またその工事用道路で使用するならば、道路がまた傷んでくるのではないかと。傷んできたらどのようなになるのか。

それと、今の道路幅で工事ができるのかというふうなことを、ちょっと産業課に聞きたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみません、工事につきましては、いろいろ、きのうは諸事情を申し上げましたけれども、機材不足、人材不足等でおくれたり、あるいは、中には電柱が邪魔でちょっと工期がおくれたり、水道管が出てきたり等して、切り回しのためおくれたりとか、いろいろ事情といいますか、これはもうもったもだというふうな部分でおくれてきている部分がございます。

先ほどもおっしゃいましたように、治山については治山工事として林務のほうでやっていただくようになっておりますが、その工事用道路、もしどちらかとなると村道工事がもし終わった後に治山工事が入るとなれば、その傷んだ部分については、治山後で出した工事のほうで補修をしていただくということになるかと思えます。

幅員につきましては、今度は、布田川砂防なんかもありますけれども、協力していただいたりとか、借地していただいたりとかいう部分が出てきますけれども、ただ1号線につきましては窪地といいますか、の部分でございますので、拡幅となるとなかなか難しい部分があるのではないかとお思いますので、今の幅員に応じた車両での工事になるのではないかと、ちょっとそこまで詳細までは聞いておりませんので、じゃないかと思っております。

○議長（宮田勝則君）6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）工事の規模等を考えますと、大型は行かなくても済むのかなというふうに私も理解しております。

今、その工事で傷んだら、また県のほうに修復をしてもらうということでもございましたので、一応安心はいたしました。なるべく早く、県のほうではもう4月の下旬から工事に入るというようなことでもございますので、道路を早くして、工事が進むようお願いしたいと思います。以上です。

村長のほうに答弁をお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）やはり、災害復旧を先にするのか後にするのかという話でもございますけれども、小利さんのところから入った砂防の工事ですね、生

コンも1万㎡以上かかるというようなことで、あの道路を通れば4 t車しか通らないだろうということで、生コン打設するのにも大変苦勞されるんじゃないかなというふうに思っております。あの道路は、通っても4 t車だけだろうと、小利さんところから入った道路ですよ、砂防行くときの。

そういうことで、査定をその4 t車で受けたということでありますので、この前県のほうから説明に来られました。私も、その道は今まで歩んできたものでありますので、あれを4 t車両でどうやって打ち切るのか、4 t車は1.5㎡しか積みません。大型なら5㎡積みますけれども、そういったことでかなり時間がかかりますよと。だから、あの道路を村が用地は買いますと、地権者の方がよかったら、あの道路を買いますので使ってくださいと、そして最後に返すときは舗装をしてくれないですかということをお願いしたんです。何らかの形で我々も村の経費をできるだけ安くしないといかんということで、あそこはずっと昔から狭いから広げてくれという話がありました。しかしながら、家があるから広げられないという状況でありましたけれども、今は家がなくなっておるということで、今だからこそできると、広くすることは。これは、地権者の方の協力があってからの話ですけれども、今ならできるとということで、あの道路を4 mにしようか5 mにしようかということで、地権者の方が了解をいただくならば、村が買って、そして工事に使っていただくと、そして最後には舗装していただくということを県のほうにもお願いしました。

当時、最初来られたときは、県の方もそれはちょっと厳しいですよというような話はされましたけれども、これは誰のためですかと、工事は県のためにもなりはしないですかと、工事がスムーズに行くには。そして我々は、これは県のほうから全部土地も買いなさいというわけではないと。村が土地は買いますと、地権者の方が了解いただければ買いますからということでしたが、そのときは私も口調がちょっと荒くなりました。県のほうがそれはできませんというような話です。そしてあなたたちは、どうやって生コンを打つんですかと。あそこの道路は今度家が建つときは工事用道路は通れますよと、地元の方が通れますよと。地元優先としたならば工事用道路はかなり通られませんかということまで話しました。

ということで、後で連絡をいただいたときに、わかりましたと、それなら村で買っていただけるならば、あの道路を広げますという話でございました。だから、多分そのような形になると思います。まだ、これは確定ではございませんけれども、話の中でそういった話をさせていただいております。

布田1号線も全く同じで、あれは今度、林務が土手もやります。そういった形で水路もございませぬ。この工事をするのに、やはり生コンを打たなくちゃならないということで、工事車両が入るとということで、どちらを先にするか。うちが先にしたならば、もし、道路が壊れたならば県の林務のほうで最

後は修理をしていただく、それは当然のことであって、だからどちらが先にしようか、それは今から県と話をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第9号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は、全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成29年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

7 番議員 山 下 一 義

8 番議員 林 田 直 行